

浜田市告示第 146 号

浜田市普通財産の有償貸付けに関する取扱要綱の一部を改正する告示を  
次のように定める。

令和 7 年 10 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市普通財産の有償貸付けに関する取扱要綱の一部を改正する告示

浜田市普通財産の有償貸付けに関する取扱要綱（平成 17 年浜田市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 浜田市公有財産の有償貸付けに関する取扱要綱

第 1 条中「第 64 号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「普通財産の貸付料の徴収に関する」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項又は第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく行政財産の有償貸付け及び同法第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づく普通財産の有償貸付けに関し」に改める。

第 2 条中「普通財産」を「公有財産」に、「その財産」を「当該公有財産」に、「市有財産」を「当該公有財産」に改める。

第 3 条第 1 項中「貸付料の算定」を「規則第 30 条に規定する公有財産の貸付料の算定」に改め、同項ただし書中「非営利目的の用に供する土地・建物」を「非営利用として貸し付ける土地又は建物」に、「浜田市行政財産使用料条例の」を「同条例の」に改め、同条第 2 項中「年額」を「の額」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条を次のように改める。

#### （貸付料の改定）

第 5 条 前条の規定により算定した貸付料は、原則として固定資産税の評価替えの年度（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 6 号に規定する基準年度をいう。）の翌年度において改定するものとする。ただし、次条の規定により貸付料の調整を行うときは、この限りでない。

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「貸付料の改定に伴い基準貸付料が従前」を「前条の規定により改定した貸付料（以下「基準貸付料」という。）が改定前」に、「、従前」を「、改定前」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

#### 附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。